【別紙1】

◆計画本文

1　平成26年度第4次（11月）変更において、人事院勧告に準じて勤勉手当の改定を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

1　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

（1）人件費

イ　一般職給与の削減

【変更前】

・期末勤勉手当については、支給月数を1月削減、役職加算は凍結する。

【変更後】

・期末勤勉手当については、支給月数を3.3月とし、役職加算は凍結する。

2　「地方税法等の一部を改正する法律」（平成26年3月20日成立、同年3月31日公布）の施行に伴い、平成27年4月より軽自動車税の税額を改正する予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

5　超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

【変更前】

・軽自動車税　標準税率の1.5倍

【変更後】

・軽自動車税　標準税率の1.5倍以内

二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○文部科学省告示第百七十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表一から別表四までに掲げる伝統的建造物

別表一　横手市増田伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	横手市増田町増田字本町七五
土蔵	一棟	横手市増田町増田字本町七五
主屋	一棟	横手市増田町増田字本町七六
主屋	一棟	横手市増田町増田字本町八〇
土蔵	一棟	横手市増田町増田字本町八〇
土蔵	一棟	横手市増田町増田字本町八〇
土蔵	一棟	横手市増田町増田字本町五
土蔵	一棟	横手市増田町増田字本町五
土蔵	一棟	横手市増田町増田字本町五
土蔵	一棟	横手市増田町増田字本町一―一
主屋	一棟	横手市増田町増田字田町一三六
社寺建築	一棟	横手市増田町増田字田町五八
社寺建築	一棟	横手市増田町増田字田町五八
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町九一
主屋	一棟	横手市増田町増田字中町九一
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町九一
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町九一
主屋	一棟	横手市増田町増田字中町九一
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町九五
洋風建築	一棟	横手市増田町増田字中町九五
主屋	一棟	横手市増田町増田字中町九六
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町九六
付属屋	一棟	横手市増田町増田字中町九六
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町九六
主屋	一棟	横手市増田町増田字中町九七
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町九七
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町一〇〇
付属屋	一棟	横手市増田町増田字中町一〇〇
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町一〇〇
主屋	一棟	横手市増田町増田字中町一〇三
土蔵	一棟	横手市増田町増田字中町一〇三